

## 板橋区議会一時保育実施要綱

(平成20年2月26日 区議会議長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区議会の本会議、委員会及び議長が必要と認める会議（以下これらを「会議」という。）において、傍聴を希望する乳幼児のいる者に対して、当該乳幼児の一時保育を行うことにより傍聴の機会を提供し、公平で開かれた議会を実現することを目的とする。

(一時保育対象者)

第2条 一時保育の対象者は、概ね生後4か月以上の未就学の乳幼児のいる者で、会議の傍聴を希望する者及び議長が必要と認める者とする。

(一時保育の申込み及び人数)

第3条 一時保育を希望する者は、希望日の10日前までに、議長に申し出るものとする。

2 前項に定める期間には、休日（東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第1号）に定める休日という。以下同じ。）を含まないものとする。

3 一時保育の定員は、4名とする。

4 一時保育の受付は、先着順とする。

(実施方法)

第4条 前条の規定による一時保育の申し出があったときは、保育者の派遣を依頼し、保育者の派遣が可能な場合において実施する。

2 一時保育は、予算の範囲内で実施する。

(一時保育の時間)

第5条 一時保育は、原則として、午前9時45分から午後5時00分までの間とする。ただし、準備、片付け等の時間（議長は、保育者と協議のうえ、一時保育時間の前後30分以内とする）は含まないものとする。

(保育者の配置及び人数)

第6条 保育者の人数は、概ね生後4か月以上1歳未満の乳児については1名につき保育者1名を、1歳以上4歳未満の幼児については2名につき保育者1名を、4歳以上の幼児については3名につき保育者1名を基準に、議長は、複数の保育者を配置する。

(広報)

第7条 一時保育の広報は、「区議会ホームページ」、「いたばし区議会だより」及び「広報いたばし」により行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、事務局長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。